

情報提供日：令和7年7月4日

連続講座で初開催！空家をめぐる問題を“自分ごと”として捉えるきっかけに 専門家から学ぶ空家対策に関する講座（全3回）を開講

龍ヶ崎市では、空家に関心を持つ本市在住の方を対象に、「空家対策に関する講座」（全3回）を令和7年7月25日（金）から9月25日（木）にかけ、龍ヶ崎市役所附属棟で開講します。

空家対策の講座としては、生前整理に関する講座を例年開催しており、非常に好評を得ています。

今年度は初めて3回の連続講座として実施します。空家の現状や課題、活用方法、今からできる備え、そして相続の重要性をわかりやすく学ぶことができます。講座では、市職員（空家対策室）や、生前整理・相続問題などに関する専門家が講師を務めます。

空家をめぐる問題を“自分ごと”として捉え、自宅や実家を含む資産や今後の暮らしについて考える“きっかけ”を提供することを目的としています。

現在空家を所有している方だけでなく、空家問題に関心のある方、今後実家を相続する可能性のある方など、幅広い方にご参加いただけます。

報道機関の皆様におかれましては、事業の周知にご協力賜りますよう、お願いいたします。

【本講座開催の経緯】

本市では、手入れがされず放置された空家に関する、多くの相談や悩みの声が寄せられており、空家問題は今や地域における深刻な社会課題となっています。このような場合、所有者に適正な管理をお願いしていますが、「解体の目途が立たない」「相続人間で話し合いがまとまらない」といった事情を抱えている方もおり、空家になってからでは解決が難しく、問題が深刻化してしまいます。

そこで本市では、空家が発生する前に早めに備えていただくことが重要と考え、生前整理講演会や不動産相談会を開催してきました。参加者からは好意的な意見を多くいただく一方で、「今住んでいる家の後継ぎがならず、将来空家になってしまう」「遺言や遺産分割協議、相続登記手続きなどの基礎知識を習得したい」といった意見も寄せられました。

こうした声を踏まえ、空家問題の現状を正しく知っていただくとともに、より実践的で役立つ情報をわかりやすく学べる場が必要と考え、今回の講座を企画しました。

テーマ	市の空家対策について	生前整理について	相続の必要性について
内容	市の空家事情は？空家対策は一体どんなことをやっているの？年々登録数が増えている「空家バンク」の制度も詳しく紹介します！	これからの人生を軽やかに過ごせるよう、物の片付けや心の整理など、分かりやすく無理のない生前整理の方法をお伝えします！	令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続の基本と今からやっておくべき対策を分かりやすくお伝えします！
日時	7月25日（金） 14時00分～15時30分	8月20日（水） 14時00分～15時30分	9月25日（木） 14時00分～15時30分
講師	市職員 （空家対策室担当）	徳山弘美氏 （生前整理アドバイザー）	有川保弁護士 （有川法律事務所）
共通事項	対象：市内在住の方で全ての講座に参加できる方 会場：龍ヶ崎市役所附属棟1階・第1会議室 申し込み方法：7月14日（月）から電話にて受付（0297-64-1111 内線：492）		

担当課	龍ヶ崎市 総合政策部 まちの魅力創造課 空家対策室 担当者：秋山（あきやま） 連絡先：0297-64-2751（直通）
-----	--